

工事成績評定結果の入札制度への活用について

平成26年4月1日より、水道部発注工事の当初請負金額**1,000万円以上**の案件に対して、工事内容の品質向上及び適正な施工の確保を目的として、吹田市水道部工事成績評定要領に基づく工事成績評定の結果を、下記の内容のとおり入札制度に活用していくことになりましたので、お知らせします。

《活用内容について》

工事成績評定結果に基づき、入札参加への優遇措置及び制限措置を次のとおり実施します。

◎ 優遇措置

工事成績評定結果 **85点以上**の工事受注者

- ・制限付一般競争入札において、当該工事と同一種別の工事について、1年間、受注制限件数を1件緩和します。
(この期間が年度をまたがる場合は、どちらかの年度のみとなります。)
- ・ホームページで公表します。

※優遇期間内に他の工事において**65点未満**の評定結果となった場合及び制限期間内に**85点以上**の評定結果となった場合は、この優遇措置は適用しないものとします。

◎ 制限措置

工事成績評定結果 **60点以上 65点未満**の工事受注者

当該工事と同一種別の工事について、**3か月間**、制限付一般競争入札及び指名競争入札への参加を制限します。

工事成績評定結果 **60点未満**の工事受注者

当該工事と同一種別の工事について、**6か月間**、制限付一般競争入札及び指名競争入札への参加を制限します。

※優遇期間内（優遇措置により受注した場合を除く。）に**65点未満**の評定結果となった場合は、制限措置は実施しないものとします。

※制限期間内に他の工事において**85点以上**の評定結果となった場合は、この制限措置は解除します。

※複数工事の評定結果が同月に確定した場合の制限期間は、それぞれの工事の制限期間を加えた期間とします。

◎ 優遇措置及び制限措置の適用時期

優遇措置及び制限措置の適用時期については、工事成績評定結果が確定した日の翌月を開始月とし、それぞれの期間内において公告された制限付一般競争入札

及び指名競争入札について実施します。ただし、制限期間内に他の工事において制限措置を実施する工事成績評価結果が確定した場合は、当該工事の制限期間が終了した翌月から他の工事の制限措置を実施します。

◎ 共同企業体について

共同企業体については、その構成員についても優遇措置及び制限措置を適用します。

◎ 事業協同組合について

事業協同組合に対して優遇措置及び制限措置を実施した場合、その組合員には、優遇措置及び制限措置は適用しません。

◎ 発注元が異なる工事成績評価結果の入札制度への相互活用について

平成27年4月1日以後に公告又は指名通知を行う入札について、吹田市（契約検査室）と水道部とで発注元が異なる場合においても、それぞれの評価結果を相互に活用します。

<例> (1) 吹田市発注の工事で評定点90点

吹田市、水道部それぞれ発注の同種工事において、受注制限件数を1件ずつ緩和する。

(2) 水道部発注の工事で評定点50点

吹田市、水道部発注のどちらの同種工事の入札に6か月間参加できない。

工事成績評価結果の通知について

当初契約が1,000万円以上の工事請負契約については、完成検査の完了後、工事成績評価結果を通知しています。

- 1 通知した工事成績評価結果について疑義がある場合は、水道部に対して書面により説明請求をすることができます。
- 2 説明請求ができる期間は、工事成績評価結果の通知を受けた日から起算して14日（水道部の休日を含む）以内です。
- 3 工事成績評価に関しては、総務室（総務グループ）にお問い合わせください。

問い合わせ先

吹田市水道部総務室（総務グループ）

メールアドレス：w-soum@city.suita.osaka.jp

Tel:06-6384-1251(直通)